

# 市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.143

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内

「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email [m039asihara@yahoo.co.jp](mailto:m039asihara@yahoo.co.jp)

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2025.12.16

## 消防団の補助金及び町内からの協力金受領について岡崎消防本部にただす！

消防団補助金及び町内会からの協力金受領について（質問）

貴職に置かれましては、日ごろ岡崎市の消防活動、災害出動等にご尽力いただき感謝しております。

さて、今回（7月25日）に開示された補助金にかかる領収書等を拝見しましたところ、気にかかる点がありましたので質問させていただきます。合わせて、町内会から消防団への協力金（名称を問わず）が複数の町内会計決算報告に見受けられますので、文書にて貴職の見解をご回答ください。

### 1. 消防団補助金について

「団・部運営費交付金チェックシート」を作られ、消防団連合会で交付金が間違いないのない使い道がされているか、チェック体制が確立されたことを評価したいと思います。

- ① 連尺消防団のポンプ操法練習で公立学校を利用されているように理解できますが、公共施設の利用なので、教育委員会又は岡崎市の公金として収納されるものと思われますが、正式の領収書になっていません。（一枚目）
- ② 根石消防団第1部の（有）さくらやデンキの領収書と、根石消防団、根石消防団第2部の領収書の様式が違っています。第1部の領収書は正規の領収書でないように思われます。（二三枚目）

以上の疑問について、お教えいただきたく思います。

### 2. 町内会からの寄付（協力金等の名称であっても同じ）について

東山町内会へ回覧を要望した文書（四枚目）の一部を抜粋しました（太字）。

消防団への協力金として150,880円の支出があります。（岡崎市消防団条例別表第2「消防団員報酬表」により）報酬（団長82,500円 副団長69,000円 部長50,500円 副部長45,500円 班長37,000円 消防員36,500円）が報酬として支払われています。出動手当もその用務によってそれぞれ支払われています。また、岡崎市消防団連合会補助金交付要綱による補助金で、運営費としては21団に均等割40,000円、人員割り1,000円×団員数が交付され、部運営費としては107部に均等割25,000円、人員割り1,000円×団員数がそれぞれ交付されています。消防団運営について、各町内会から合計すると多額な協力金が出ているようですが、疑問を持ちます。

このように岡崎市内の消防団に対して、私たちの知る限りでも複数の町内会から何らかの名称で寄付が寄せられています。消防団の職務に対する謝礼とすると、公務員倫理に照らして、その業務については非常勤であれ特別職公務員としては受領すべきではないと考えます。

消防本部として、どのように考えられるのか教えてください。また、各消防団に対してどのように指導しているのか、指示文書があれば、その文章をお見せください。

団・部運営費交付金チェックシート				
岡崎市 ○○消防団 第 本部				
確認者				
	連合会	署	団	部
確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
報告書、出納簿、領収書貼付台帳の写し、団・部運営費交付金チェックシート	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
報告書				
収入は交付額と合っているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
支出額の計算は合っているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
団長(部長)の氏名は記載されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
金額出納簿				
支出内容と領収書との金額は正しいか (対象経費以外のものと合わせて購入した場合は領収書の訂正は行わず 対象経費のみ金額出納簿に記載すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収支金額の合計は正しいか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
領収書貼付台帳				
領収書貼付台帳原本の複写であるか (原本は団・部で保管)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
領収書には会計年度内の発行日が記されているか (領収書を後日発行したため明細と日付が異なる場合は、領収書の下に 理由を記載すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
領収書には発行元が記されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
領収書の宛名に補助団体の名称が記されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
領収書の但書に経費の使い道が具体的に記されているか (品代、飲料水代等は認められず、まとめ買いなどは明細を添付すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車代(タクシーデ、自家用車使用時のガソリン代など)が含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
親睦会等の会費(懇親会、総会、歓送迎会、反省会、研修会、消防団部長会など)が含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
酒類の購入と疑われるものが含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
食事代(お弁当、おにぎり、お菓子など)が含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
慶弔費(お供物、しめ縄、お札、玉串料、年賀状、香典など)が含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Tシャツ、タオルなどの個人に渡るものが含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お茶等を自動販売機で購入した場合は、出動報告書の控えが添付されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 不明な点は、消防本部総務課消防団係(21-9866)に問合せてください。				



# 消防庁からの回答

7 消給第185号  
令和7年11月4日

市民オンブズ岡崎  
代表 渡邊 研治 様

岡崎市消防長 稲垣 和人



## 消防団補助金及び町内会からの協力金受領について（回答）

平素は、市消防行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和7年10月10日付で御提出いただきました質問については、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1 消防団補助金について

##### (1) 連尺消防団への運営費交付金

連尺消防団が訓練時に使用したグランドのナイター使用料については、連尺学区が連尺小学校を使用した団体をとりまとめて、連尺小学校からの請求に基づき支払いをしているため、5月に実施した訓練時の使用料を連尺学区に支払いを行った領収証となります。

##### (2) 根石消防団への運営費交付金

根石消防団第1部及び第2部の領収書の違いについては、使用中の領収証が無くなり、旧領収証を使用したことによる違いとなります。

#### 2 町内からの寄付（協力金等の名称であっても同じ）について

消防本部としては、どの消防団が町内会から協力金というものを受領しているかは把握しておりませんが、各消防団へは適切な消防団の運営をしていただくように団長会議において口頭により周知しています。

今後も引き続き、各消防団へは適切な消防団の運営について周知していきたいと考えています。

（担当：岡崎市消防本部 総務課消防団係 TEL0564-21-9866）

チェックシートを作り交付金の適正な支出を目指しているのに、消防本部の回答からは、何か後付けの理由に感じられ、不思議な気がしています。また多くの町内会からの協力金（呼び名は様々）が消防団に入っているにもかかわらず、消防本部が一切把握できないのはいかがなものかと思います。さらに調査を進めます。

# ほかの都市でも問題となっています。

(情報をお寄せいただいたので感謝して、掲載します)

## 消防団の住民からの協力金について

長野県 県民ホットラインより

[https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kensei/koho/hotline/202312/hot\\_2312-02.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kensei/koho/hotline/202312/hot_2312-02.html)

ご意見 (2023年12月18日受付:Eメール)

県内の消防団で活動費の着服が続いている。市町村へ県より通達を出されたとニュースを読みました。

活動費の原資ですが、住民からの協力金と書かれています。住民からの協力金は、どのような根拠法令をもって集金がされているのですか？集金した場合、消防団は市町村が設けているので、歳入歳出予算に編入しているのでしょうか？

また、県として市町村が協力金を集めていることへどのような指導をしているのでしょうか？黙認して、通達も出していない状況なのでしょうか？

## 消防組織法

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

## 地方自治法

(総計予算主義の原則)

第二百十一条 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

## 地方財政法

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

回答 (2023年12月26日回答)

長野県危機管理監兼危機管理部長の前沢直隆と申します。

「県民ホットライン」にお寄せいただいた消防団の住民からの協力金に関するご質問についてお答えいたします。

消防団員の報酬とは別に、消防団において「住民から集める協力金や行政からの交付金などを備品の修理など」に充てる「運営費」として管理がなされている、との報道をご覧になってのご意見かと思います。

県は、市町村に対して、市町村が支出する、本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであることを通知しているところです。一方、上記の市町村からの交付金のほか、消防団の運営費の収入や支出は消防団ごとに様々であることから、県において、その状況について統一的に把握は行っていないところです。

お問い合わせいただきました消防団活動に当たっての運営費のあり方については、市町村、消防団それぞれの判断に委ねられているものであると考えております。

消防団員は非常勤の公務員でもあり、住民に対し、運営費のための寄付金を割り当てて強制的に徴収することは、地方財政法（第4条の5）に抵触するおそれがあるものと考えられることから、県といたしましても、引き続き消防団の適正な運営に向けて、市町村とともに取り組んでまいります。

以上、ご意見への回答とさせていただきますが、ご不明な点がございましたら、消防課長：小野政仁、担当：消防係までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先：危機管理部/消防課/消防係/電話 026-235-7182/メール shobo（あっとまーく）pref.nagano.lg.jp】

## 鹿嶋市で消防団の「協力金」に苦情

朝日新聞茨城版（asahi.com 2006/1/20）

鹿嶋市の一部消防団分団が寄付金集めを強制しているとして、市や県消防協会に市民から苦情が寄せられていることがわかった。市交通防災課は「寄付金ではなく協力金で、強制はしていない。住民に誤解されないよう各分団に注意を促したい」と話している。苦情によると、今月初めの夕方、消防団の制服を着た男性3人が市内の家庭を訪れ、「寄付金として1戸あたり3千円を集めている。寄付をすると万一のとき迅速に鎮火することができる」などと頼んだという。住民は結局千円を渡したが、「何に使うかの説明もなく、領収書もなかった。男性が3人も押しかけてきて恐怖を感じた」と怒る。別の住民からも同様の苦情が県消防協会に寄せられた。

市交通防災課の話によると、県消防協会が作った火の用心のシールを防火診断を兼ねて各家庭に配る際、分団員が「寄付」を求めるケースが過去にもあった。実際はシールは無料で、寄付も行っていない。市内には56分団約900人の消防団員がいる。しかし、分団によってはこれまでの慣習で住民からの自主的な「協力金」という形で金銭を受け取ることがあるという。

野口節雄同課長は「消防団の予算不足を補う形で協力金を集め分団もある。旧地区に多く、新住民はおかしいと思うかもしれない。苦情を寄せた市民には事情を説明し、理解していただきたい。今後は誤解を招くことなく、市民の安全に貢献していきたい」と話している。

茨城県では、水戸や日立などの都市部の消防団で、寄付や協力費を集めることは多いようです。その使い道などの情報開示を徹底する必要があります。「寄付をすると万一のとき迅速に鎮火することができる」などの説明が本当にされたとすると、大きな問題です。事実関係の確認も必要です。

## 狹山市議会 会議録

令和4年12月 定例会（第4回）令和4年12月5日

一般質問要旨：議員名 田中寿夫（市民派無所属）

### 消防後援会

- 【1】消防後援会から寄付は今年度も受けているか。
- 【2】その総額はいくらになるか。
- 【3】自治会から消防後援会への寄付は正しいと考えるか。

——質問と答弁の要旨——

#### ◆自治会からの寄付は正しいのか

Q 1 自治会から消防後援会への寄付は正しいか。

A 1 消防団は自治会などが行う催し物にも従事している。消防団を応援する機運の高まりで消防後援会が設立され、地元から慰労の意味で寄付が行われているものと認識している。

#### ◆寄付が正しいと判断した根拠は

Q 2 消防団は今年度、消防後援会から933万円以上も受領しているが、消防団活動での使途は。また、寄付が正しいと判断した根拠は。

A 2 後援会費の使途は、分団から後援会費の決算報告書の提出を依頼し確認した。後援会費の受領が明確に違法であると示されておらず、消防後援会の意思を尊重し受領していた。

#### ◆寄付金を受け取ることについての市長の見解は

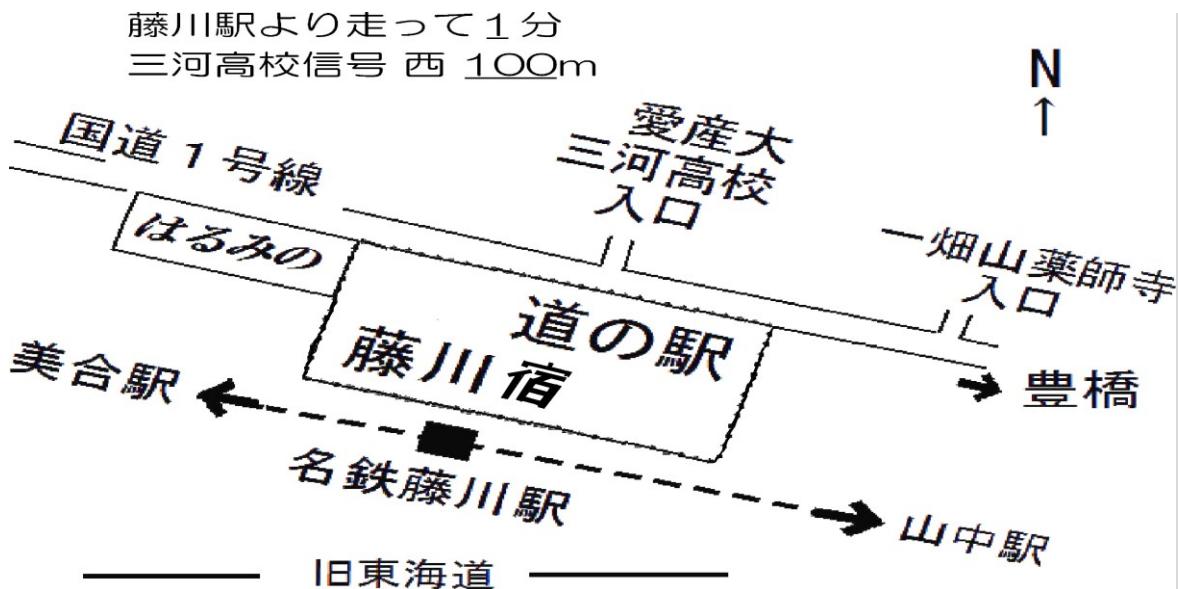
Q 3 消防団条例では職務に対し金品の寄贈、接待を受けたり請求してはならないと定めており、消防団又は団員の名義で寄付金を募る行為を禁止しているが、消防後援会から寄付金を受け取ることは正当か。

A 3 消防後援会の寄付が、消防団員の結束力の強化や地元の情報交換の場の創出、献身的な活動に対する慰労などを目的としていると思われ、消防団の存在意義や役割を評価する中で、今後の対応は、消防団と消防後援会のご意見も伺いながら、判断すべきと考える。

# 新年会をします！

2025年1月10日（土）17時から

「はるみの」（道の駅「藤川宿」横）



ぜひご参加ください。

## 今後の例会案内

1月6日（火）PM6時30分 102B会議室

2月3日（火）PM6時30分～102B会議室

3月3日（火）PM6時30分～102B会議室

りぶら（岡崎中央図書館）102B会議室

**2026年度から市民オンフス岡崎の会費が  
年5000円に変わりますので、ご理解ください。**